

1 現地調査について

(1) 対象

平成 20 年度に新築及び改築※を行い、国庫補助を行った 2 県の職業能力開発校に対して、平成 16 年度～平成 20 年度の 5 年間を対象に①実績報告書、②現地整備状況及び③交付申請内容について、当省職員が現地調査を行った。

※増築等建物の面積が増減する工事

(2) 結果

- 補助金を過大に受けることとなる実績報告が行われていた県
…………… 1 県（広島県，返還金額 8,682,368 円）

- 補助金を過大に受けることとなる実績報告の内容（事例）
建物整備及び機器整備を実施する際に補助金の交付決定を行っていない工事等を実施し実績報告書に当該工事等の費用を含めることにより補助金を過大に受けていた。

2 各都道府県による自主点検について

- (1) 対象 47 都道府県に設置されているすべての職業能力開発校等について、平成 16 年度～平成 20 年度の 5 年間を対象に、各都道府県庁職員等が実績報告書の内容の自主的な調査を行った。

(2) 結果

- 補助金を過大に受けることとなる実績報告が行われていた県
…………… 14 県（北海道、青森県、群馬県、千葉県、神奈川県、石川県、山梨県、長野県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県，返還金額 42,137,500 円）【詳細は別添】

- 補助金を過大に受けることとなる実績報告の内容（事例）

ア 実際に要した経費が、交付決定額を下回る場合、本来は差額を返還又は年度途中において変更交付申請の手続きを行う必要があるところ、次の事例がみられた。

- ① 交付決定外の整備を実施することにより補助金の交付を過大に受けていたもの。
- ② 予定していた整備台数等を増やすことにより補助金の交付を過大に受けていたもの。

イ 実際に要した経費が、交付決定額を下回る場合、本来は差額を

返還又は年度途中において変更交付申請の手続きを行う必要があるところ所要の手続きを行っていなかったことから補助金の交付を過大に受けていたもの。

3 今後の対応

(1) 補助金の返還等

上記のような事態が認められたことから、適切な実績報告書を提出させるとともに、新旧実績報告書の差額を平成22年10月頃までに国庫へ返還させることとしている。

(2) 再発防止

上記のような事態が生じた要因としては、

- ① 各県職業能力開発担当部局（以下「各県担当部局」という。）及び職業能力開発校等において、補助金の交付決定に関し、金額のみならずその内容についても審査を受けているという意識が十分でなかったこと、
- ② 各県担当部局及び職業能力開発校等の各段階で、実績報告を行う際に報告内容の確認が組織的に行われていないことが考えられる。

このため、次のとおり、再発防止策を講じる。

- ・ 各県担当部局に対し、交付決定内容に基づく補助金の適正な執行について周知徹底を図るとともに、会計担当職員の意識向上に向けた研修の実施を求める。
- ・ 各県担当部局及び職業能力開発校等それぞれの段階で内部チェック体制の強化を求めるとともに、会計上の証拠書類に基づく組織的な確認を行うことについて改めて指示を行う。
なお、当省においても、実績報告様式の変更を検討し、チェック機能の強化を図る。
- ・ 当省職員による現地確認調査について、実績報告確認体制及び方法を確認するなど強化を図った上で、引き続き実施する。